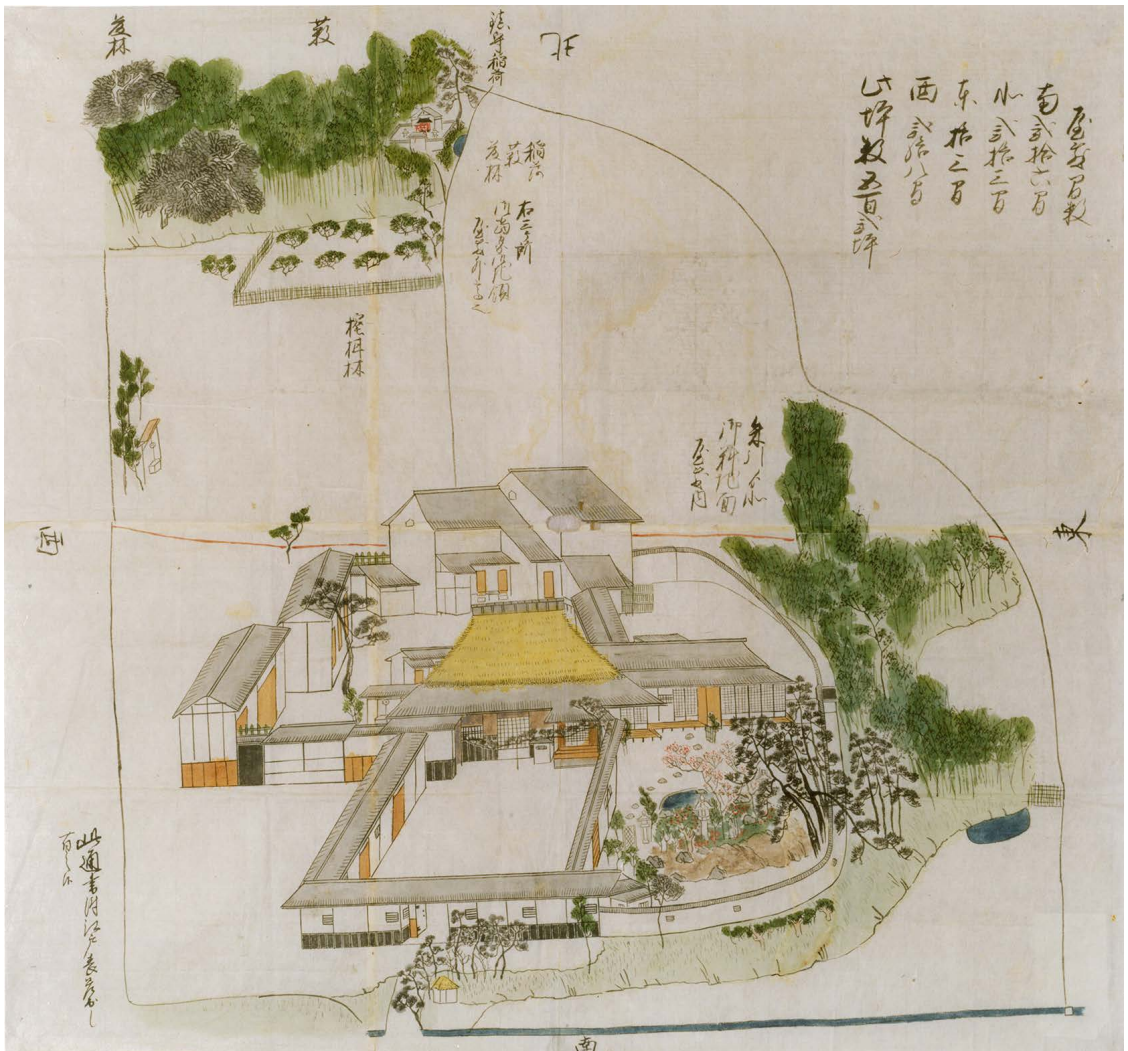


旗本と在地代官

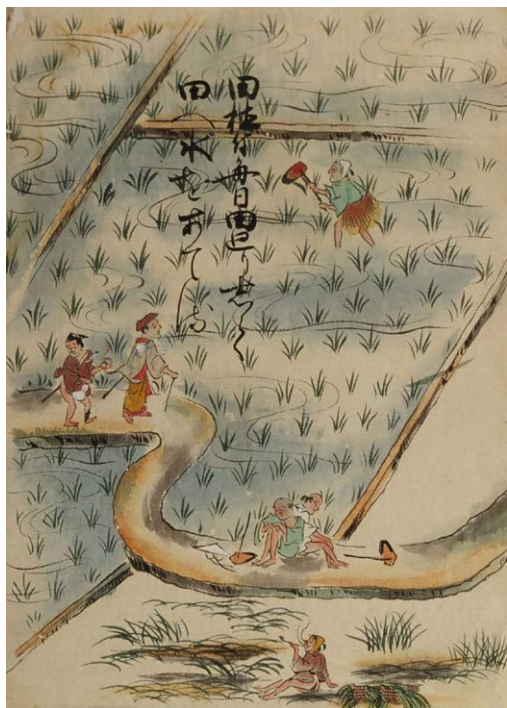
江戸時代、精華町にも侍身分の人たちが住んでいました。江戸にいる旗本の代官として採用された地元の有力者たちです。祝園村の森島氏、下粕村の栗田氏、北稲八間村の河合氏、山田村の福井氏といった人々がその代表です。森島氏は旗本天野

氏かみがただいかんの上方代官、栗田氏は旗本上田氏だいかんの代官、職兼庄屋、河合氏は旗本かけい寛氏ちぎょうしよの知行所元締め役、福井氏は旗本大岡氏の地頭所代官という役職でした。彼らは、それぞれの旗本から名字や帯刀を許されて侍身分となり、上方の領地管理者として活躍していました。

江戸から遠く離れた旗本領の管理を任せられた彼ら在地代官の仕事は、年貢の徴収をはじめ、自領百姓の管理、紛争の調停など領内統治全般に及ぶものでした。たとえば



大岡氏代官を勤めた山田の福井家住宅 福井幸生家文書



刀を差して村を見回る大庄屋 在地代官もこのように帯刀を許されていました 『農業図絵』

大岡氏の代官を勤めた福井家には、大岡氏の領地であった山田村や祝園村、植田村、相楽村（木津川市）、吐師村（木津川市）の村役人や村民からの願書類や、各村の村絵図などが残っています。

こうした上方代官家の古文書の中で、とくに目をひくのが、江戸の家政担当の侍との間でやりとりされた手紙です。江戸からのものは現物が、また江戸あては写しが残っています。そうした江戸との往復書簡（江戸状）には、当地の事情や江戸からの指示が詳しく書かれています。旗本天野氏の上方代官森島氏の江戸あて書簡 1802（享和2）年分の中から1つ、2つ紹介してみましょう。



在地代官と江戸の領主との往復書簡 森島國男家文書

「一、先月二十八日二十九日大風雨にて木津川筋出水につき、当村領堤押し切れ、立毛水下にあいなり、流れ家・潰れ家数多く出来、そのうえ貯えの品まで流出いたし、百姓どもいたって難波の趣き見分吟味の上、町御奉行所より所司代へ仰せあげられ候につき、このたび御救い御手当として米五石下し置かれ候間、……百姓六十才以上、三才以下はあい除き人別に頂戴つかまつるべく候事」

（7月9日づけ・59ページ写真■部分）

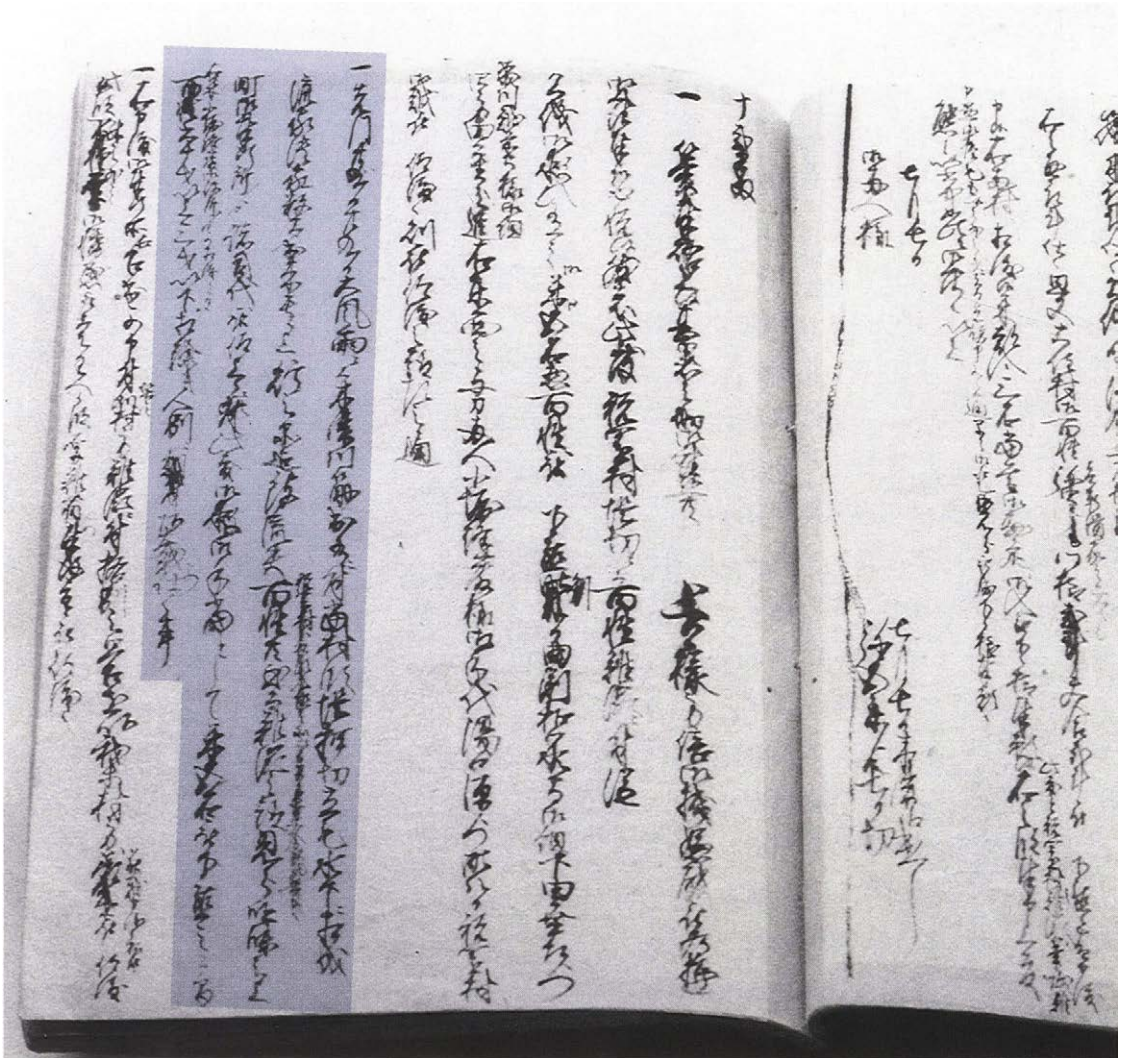
「一、祝園村、大住、菱田三カ村とも、砂入り荒れ所石数多く、気の毒なるものにござ候えども、天変の儀是非なき儀にござ候あいだ、何卒別紙帳面の通り、来る亥年より鍬下仰せ付けられくださ

れ候よう願い上げたてまつり候」  
(10月18日づけ)

いずれも享和の大水害に関する文面の一  
部分です。7月9日づけの手紙では、京都  
所司代から御救い米の支給のあったことを  
報告し、また10月18日づけでは、被害  
のあった箇所に対して、復旧まで年貢を免  
除するよう願っています。こうした江戸状  
を読んでみると、だいたい在地代官の願

どおり事が運んだようすがうかがわれま  
す。

領主が都市生活者となった江戸時代には、どの領主の場合でも地元民の登用が農村管理のために必要でしたが、とりわけ江戸に住む旗本にとって、遠く離れた領地管理にはこうした在地代官の存在が重要だったのです。



1802（享和2）年の水害のようすを知らせる代官森島氏の手紙（控） 森島國男家文書